

大分県立病院

第3期病院総合情報システム
(クライアント端末)調達

提案書等作成要領

令和4年9月

大分県立病院

1 大分県立病院第3期病院総合情報システム基本方針

今回のシステム調達における基本方針をここに示す。

■病院業務（医療外業務含む）のDX化の更なる推進

ペーパーレス、業務工程のデジタル化、オンライン、データ連携などにより、利便性の向上、業務の効率化、情報収集/共有の迅速化を図る。

- ・ 医療業務のDX化の更なる推進
- ・ 医療外業務(院内の各種手続き、事務系業務、委員会、会議など)のDX化を行い、職員利便性の向上と事務系業務の効率化を図る。(省力化と作業時間の短縮→職員全体の働き方改革)
- ・ 情報基盤の統一(データ管理の集約化)により、業務情報に関する収集/共有の迅速化、及び各種システム間データ連携の効率化を図る。
- ・ DX化による患者サービスの向上(紹介患者のWEB予約、おおいた地域医療NWへの参画など)

■新技術（クラウド、AI関連サービス、仮想化技術等）との連携、及び利活用の検討

- ・ 医療の質や安全性の向上、業務効率化に資する新技術との連携検討
- ・ 音声入力や画像診断等のAI支援ソリューションの検討
- ・ データ保管、グループウェア、コミュニケーションツール等の業務支援クラウドサービスの検討
- ・ 仮想化技術を利用したインフラ基盤整備により、利便性を向上させつつランニングコストの長期削減を図る。

■第1期、及び第2期でのコンセプトを踏襲し、継続して発展可能なシステム構築を図る。

- ・ 「みんなのためのやさしいカルテ」
- ・ デジタルファースト(紙→原則電子化)、全体最適化、ノンカスタマイズ、データ分析など
 - ・ 例：重症系病棟業務（ICU、救命救急センター）のデジタル化、帳票運用薬剤(麻薬等劇薬など)を含めた薬品業務全般に関するデジタル化、書類の電子保管等
- ・ 原則、第2期(2016年)に更新/導入したシステムを検討対象とする。
 - ・ 特に大きな問題がないシステムは、最小限の更新に。(ハードウェアのみの更新も念頭におく)
 - ・ 2017年以降、各部署が独自に導入した部門システムは対象外。(原則、接続連携のみ)
- ・ 第1-2期で残された課題の改善を継続して検討する。
- ・ 類似したシステム(データ)構成や機能の重複を避け、可能な限り統合化を図る。

2 提案書等として提出する資料の種類

以下の資料を、以下の留意事項に従い作成し提出すること。

- | | |
|-------------------|-----|
| (1) 択一式提案書 | 様式1 |
| (2) 見積提案書 | 様式2 |
| (3) 付属資料 | |
| (3)-① 納入ハードウェア一覧表 | 様式3 |
| (3)-② 納入ソフトウェア一覧表 | 様式4 |
| (3)-③ 業務実施体制 | 様式5 |

(3)-④ 下取り参考価格

様式6

(3)-⑤ 上記を補足する付属資料（以下「補足資料」という。）

3 全般的な留意事項

- (1) 総合評価一般競争入札においては、入札者から提出された提案書等に基づき評価を行い、記載内容に応じて採点する。そのため、入札仕様書の内容を的確に把握した上で実現性、実施方針・実施方法などについて具体的に記述すること。
- (2) 当院の要求するシステムを実現する上での機能や処理方式などについて記載漏れがあつた場合、評価が大幅に低くなることがあるので、当院の要求を実現できるソリューションを余すことなく記載すること。
- (3) カタログだけの提案や実現不可能なソリューションは評価が低くなるので注意すること。
- (4) 本入札の契約書は、本院の判断で落札者の提案書の内容を盛り込むことがあるので、確実に貴社が実現できる範囲で記載すること。いくつかの方式を挙げた場合には、全て貴社が実現を約束したものとみなす。なお、今回示した入札仕様書等から後退するような提案は、契約の段階においても盛り込むことはない。
- (5) 提案した方式だけで要求仕様を実現できなかった場合は、追加的方式やソフトの設計開発は受託者の負担で行うこととなる。

4 択一式提案書作成上の留意事項

- (1) 択一式提案書は、様式1により作成すること。
- (2) 様式は、A4横長横書き両面印刷とすること。また、日本語で表記すること。
- (3) 作成部数は正本1部及び副本20部とし、表紙に、提案者の商号又は名称、代表者氏名、担当部門、担当者氏名、電話番号を明記すること。正本には代表者印を押印すること。
- (4) 紙媒体で提出した内容を全て保存したCD-ROMを1部添付すること。
ア 要求仕様に対する回答は、次のイに示す択一式提案要件選択肢に定める回答内容から該当するものを1つ選択して、記号で回答すること。
イ 択一式提案要件選択肢は下表のとおりとする。

記号	回答内容（対応方法）
A	パッケージ標準機能で対応可能。
B	パッケージ機能にないが見積範囲で対応可能。
C	要求仕様通りではないが、一部対応可能。 (対応可能な部分は見積範囲に含む)
D	対応不可能、又は多額の開発費用が必要。 (記載なしはDとみなす。)
E	条件に該当しない場合

ウ 回答条件は以下のとおりとする。

- (ア) 回答「A」及び「B」は、全て入札価格の範囲内で実現できるものとする。
(イ) 回答「C」については、仕様通りでない内容を備考欄に記載すること。

- (ウ) 必要に応じて、前記(イ)に記載された事項に対して、当院から記載内容について確認することがある。
- (エ) 前記(ウ)の確認によって、事実と異なる回答であることが判明したときは、審査委員会で協議のうえ、当該要求仕様的回答を無効とし、回答を「D」とすることがある。
- (オ) 択一式提案書の内容に疑義がある場合、審査会前に確認することがある。
- (カ) 一つの項目の要求仕様に対し2つ以上の回答を選択し記載した場合は、当該要求仕様的回答を無効とし、回答「D」とする。
- 注) 択一式提案要件のうち一部の重要な項目については、審査委員会にて審査評価要件の加点または減点の対象となることに留意すること。

エ 上記ウの回答条件に関わらず、必須項目として設定した項目に対して、「C」、「D」又は「E」の回答をした者は、この入札において失格とする。

5 見積提案書作成上の留意事項

- (1) 見積提案書は、様式2により作成すること。
- (2) 作成部数は正本1部及び副本20部とし、表紙に、提案者の商号又は名称、代表者氏名、担当部門、担当者氏名、電話番号を明記すること。正本には代表者印を押印すること。
- (3) 消費税を含む金額を記載すること。
- (4) 見積提案書と入札書の金額に矛盾を生じないこと。万が一矛盾があった場合は、入札書を優先する。
- (5) 見積提案書において記載の間違があった場合の判断は当院が行うものとする。(例として、PCを調達する場合、見積提案書に記載されたPCの台数が入札仕様書に示した台数より少なかった場合は、見積金額の中で入札仕様書に示した台数を調達できるものとして提案したものとみなす。また、入札仕様書に示した台数より見積提案書に記載された台数が多くった場合は、入札者の提案により見積金額の中で見積提案書に記載された台数を調達するものとみなす。)

6 下取り参考価格資料作成上の留意事項

参考資料として、当院が保有する機器類の下取り費用を様式6に記載すること。

- 応札者が下取り業者を厳正に（特に「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成3年法律第77号）に留意したうえで）選定し、その下取り業者による参考価格とする。
- 具体的な対象と数量は、当院担当窓口に問い合わせること。

7 付属資料提出上の留意事項

- (1) 付属資料は、提案書と一緒にものとして提出すること。
- (2) 作成部数は正本1部及び副本20部とし、表紙（任意様式）に、表題として「大分県立病院第3期病院総合情報システム（クライアント端末）調達に係る提案書付属資料」と記載するとともに、提案者の商号又は名称、代表者氏名、担当部門、担当者氏名、電話番号を明記すること。正本には代表者印を押印すること。また、付属資料一覧を作成し、添付すること。
- (3) 付属資料には、様式3～6を必ず添付すること。
- (4) パンフレット等は直接評価の対象とはならないが、提案書を評価するにあたって参考と/orするので、提案に関わるソフトウェア、ハードウェア等の製品諸元が分かる資料を提出すること。